第四十二条の七　法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

第四十二条の八　法第八十条の二の総務省令で定める期間は、免許人の事業年度とする。

第四十二条の九　法第八十条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　外国人等直接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（同号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。）とを合計した割合（別表第五号の四において「外国人等保有議決権割合」という。）に変更がない場合であつて、免許規則別表第二号第1の注31に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。）

二　過去五年以内に法第七十五条第二項の規定により免許を取り消さないこととされた基幹放送局にあつては、法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

（記載事項等の変更）

第四十三条　［略］

［2～4　略］

5　前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の五のとおりとする。

［6～8　略］

（事業計画の変更等）

第四十三条の二　基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。

［2　略］

3　前項の規定により報告するときは、別表第五号の七の様式によつて行うものとする。

［4　略］

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［2　略］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　［略］

2　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

［3～7　略］

［新設］

［新設］

［新設］

（記載事項等の変更）

第四十三条　［同上］

［2～4　同上］

5　前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の四のとおりとする。

［6～8　同上］

（事業計画の変更等）

第四十三条の二　基幹放送局の免許人は、法第六条第二項第四号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

［2　同上］

3　第一項の規定により届け出るときは、別表第五号の五の様式によつて行うものとし、第二項の規定により報告するときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。

［4　同上］

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の七の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［2　同上］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　［同上］

2　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の八の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

［3～7　同上］